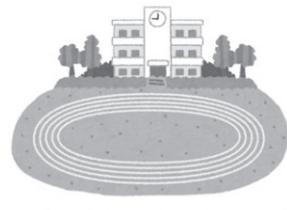


## 文小学校・文間小学校の学校跡地利活用について



町では、令和5年4月より統合される文小学校、文間小学校の学校跡地利活用の検討のため学識者や地元区長、PTA 役員、公募委員などで構成される「学校跡地利活用検討委員会」を立ち上げ、委員会一人一人からご意見をお聞きし、そのご意見を尊重して検討を進めてまいりました。

また合わせて、町民 2000 名を対象とした住民アンケート、文小学校および文間小学校の PTA 会員世帯を対象とした小学生アンケート、3 回にわたる住民説明会やパブリックコメントを実施して、町民の皆さまのご意見を広く反映した「利根町学校跡地利活用方針」と「利根町学校跡地利活用計画書」を取りまとめました。

今後は、「利根町学校跡地利活用方針」に基づき、校舎改修に係る設計・工事を行い、両施設ともに令和7年度の供用開始を予定しております。また、両校の体育館およびグラウンドについては、令和5年度から準備ができ次第、暫定活用として町民の皆さまに開放いたします。

### ▶問い合わせ先

政策企画課 地域振興係  
☎68-2211 (内線332)



◀学校跡地利活用計画書はこちら

## 利根町学校跡地利活用方針

### ○文小学校

- 1 町民のための健康増進施設
- 2 子育て世帯の支援・交流の施設
- 3 町内外から人が集まる施設
- 4 町民団体の活動拠点及び地域住民が活用できる施設
- 5 災害時避難場所の確保

### ○文間小学校

- 1 総合教育センターを中核とした教育・学習支援施設
- 2 町民団体の活動拠点及び地域住民が活用できる施設
- 3 災害時避難場所の確保

「利根町学校跡地利活用計画書」は町公式ホームページにて掲載しています。

また、「利根町学校跡地利活用計画書」は「利根町学校跡地利活用方針」をより具体的にするため、現段階での各教室の利活用イメージを示したものになります。したがって、校舎改修に係る設計段階において、変更となる場合がありますのでご注意ください。

## 「利根町みんなのまち基本条例」を制定しました



町民、議会および行政の役割を明らかにし、協働してまちづくりを行うための基本的な考え方やルールを定めました。



町では、自治の本来の姿に立ち返り、町民主役のまちづくりを進めるため、平成30年より公募委員、学識者などで構成する利根町自治基本条例検討委員会を立ち上げ、利根町における自治基本条例の検討を進めてきました。そして、令和4年10月までの間に28回の検討委員会と3回の住民説明会、パブリックコメントを経て、利根町の自治基本条例となる「利根町みんなのまち基本条例(案)」が取りまとめられました。条例案は令和4年第4回利根町議会定例会(12月議会)に上程し、可決され、令和5年4月1日より施行いたします。

「利根町みんなのまち基本条例」は、まちづくりに携わる町民、議会および行政の役割を明らかにし、協働してまちづくりを行うための基本的な考え方やルールを定めた条例であり、町民、議会および行政は、この条例を最大限尊重するものとしています。このことから、この条例は、本町の最高規範としての性質を持つ条例であり、町民が町政に参加し、その前提となる情報を共有し、町民、議会および行政が互いに尊重し、協働によるまちづくりを推進することを基本理念としています。

### Q. なぜ、利根町みんなのまち基本条例を制定するのか？

A.

これからの地方公共団体には、町民、議会および行政がそれぞれの役割を担いながら協働してまちづくりに取り組むことが必要不可欠です。

そのため、まちづくりに携わる町民、議会および行政の役割を明らかにし、協働してまちづくりを行うための基本的な考え方やルールを定めた条例として、「利根町みんなのまち基本条例」を制定しました。

### Q. 利根町みんなのまち基本条例制定による効果は？

A.

- ①町民参加によるまちづくりの推進につながります。
- ②議会および行政が、町民に対する説明責任や町民に分かりやすい情報提供を心掛けることにより、協働によるまちづくりの推進に向けた意識改革が図られます。
- ③町長や議会の構成が変わっても、町政運営の基本方針が継続されます。

## 企業版ふるさと納税による寄附を募集しています

利根町では、令和4年7月に内閣府からの認定を受け、企業版ふるさと納税の受け付けを開始しています。

企業版ふるさと納税は、地方公共団体が行う地方創生のプロジェクトに対し、民間企業の皆さまから積極的な寄附を行っていただけるよう、平成28年度の税制改正において創設されたものです。

この制度を活用した寄附を行うと、「損金算入による軽減効果(寄附金額の約3割)」と合わせて、寄附金額の6割がさらに法人関係税から税額控除され、企業は最大で寄附金額の約9割が軽減されます。

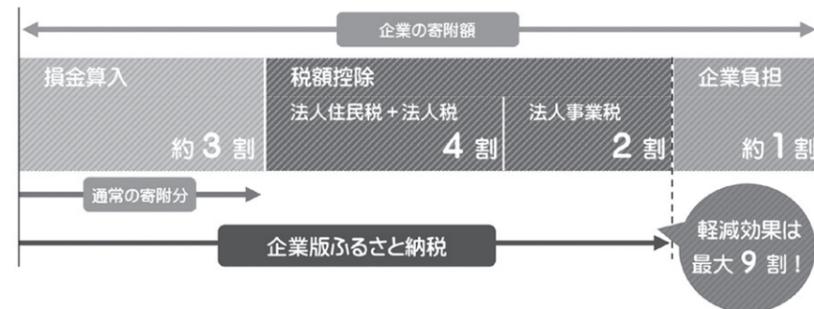
### ▶寄附を行うことができる企業

町内に本社が所在しない企業

### ▶寄附を募集している事業

『利根町まち・ひと・しごと創生推進計画』に位置付ける事業(詳細については、町公式ホームページをご覧ください)

▶問い合わせ先 政策企画課 地域振興係 ☎68-2211 (内線332)



### 例 300万円寄附すると、最大270万円の法人関係税が軽減

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

### ▶寄附金額など

企業版ふるさと納税による寄附は、10万円より受け付けています。寄附をいただいた場合には、町公式ホームページで企業名を公表させていただき、感謝状贈呈式など、寄附金額に応じたベネフィットをご用意しています。  
※その他詳細は、町公式ホームページをご覧ください。

### 利根町みんなのまち基本条例構成図 ■問い合わせ先 政策企画課 地域振興係 ☎68-2211 (内線332)

前文		
第1章 総則	第1条 目的	第2条 条例の位置付け
		第3条 定義
第2章 基本理念	第4条 基本理念	
第3章 まちづくりの担い手		
第1節 町民	第3節 議会	
第5条 町民の権利	第8条 議会の役割と責任	
第6条 町民の役割と責務	第9条 議員の役割と責務	
第2節 子ども	第4節 行政	
第7条 子どものまちづくりへの参加	第10条 町長の役割と責務	
	第11条 行政の役割と責任	
	第12条 職員の役割と責務	
第4章 情報共有	第13条 情報共有	第14条 個人情報保護
第5章 参加と協働		
第1節 参加	第18条 パブリックコメント	
第15条 参加の機会	第19条 意見への対応	
第16条 参加のための環境づくり	第20条 住民投票	
第17条 附属機関等への参加		
第2節 協働	第23条 協働のための学習支援	
第21条 協働の推進	第24条 協働におけるそれぞれの役割	
第22条 目的の共有		
第6章 町政運営		
第25条 総合振興計画	第29条 財政運営	
第26条 男女共同参画の推進	第30条 行政評価	
第27条 子育て・子育て及び教育の推進	第31条 説明責任	
第28条 健康の推進	第32条 危機管理	
第7章 国、県及びその他地方公共団体との連携及び協力		
第33条 国、県及びその他地方公共団体との連携及び協力		
第8章 条例の普及啓発及び見直し		
第34条 条例の普及啓発及び推進		第35条 条例の見直し